



## 桃山学院教育大学 セーフガーディングポリシー

### 1.総則

桃山学院教育大学（以下、本学）は、「タフな主体性、豊かな人間性、深い共感性を育成する人間教育」を教育理念に、正課活動および正課外活動を通じて、子ども<sup>1)</sup>から中高齢者に至る地域住民の皆さんとより良い関係を構築してきました。このセーフガーディングポリシーは、本学に関わるすべての人の Well-being の実現と人間教育を追求するために、本学の構成員（教職員及び学生）及び関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為を防止し、安心安全な活動を担保するために本学が包括的に負うべき責任として策定しました。このポリシーは、事業活動<sup>2)</sup>に参加する本学の構成員及び関係者、子どもたちに適応されます。

### 2.権利の尊重

本学に関わるすべての人には、その能力、性別、年齢、障害、民族、宗教、文化、性的指向、その他の属性に関係なく、平等な機会を享受する権利があります。本学は、本学に関わるすべての人の権利と尊厳を尊重し、心身の健全な発育発達を促進することを目指します。

### 3.子どもたちのエンゲージメント

本学は、子どもたちの意見とニーズを尊重し、事業活動の計画、実施、評価に積極的に関与する機会を提供します。そして、子どもたちが自分の意見を自由に表現し、事業活動の決定に影響させることを大切にします。

### 4.組織や地域社会との連携

本学は、事業活動を通じて組織や地域社会と密接に連携し、子どもたちの Well-being を促進する取り組みを共有します。そのために組織や地域社会に対し、事業活動の目的、方法、セーフガーディングポリシーに関する十分な情報を提供します。

### 5.トレーニングと教育

本学の構成員及び関係者は、子どもの権利、保護、人間教育に関する適切なトレーニングと教育を受けます。これには、セーフガーディングポリシーの理解と適切な対応方法、コミュニケーションスキル、紛争解決の方法などが含まれます。

### 6.虐待やハラスメントの防止

本学は、虐待やハラスメントといった子どもたちへの危害<sup>3)</sup>行為が発生しない環境を確保するための予防策を講じます。本学の構成員及び関係者は、子どもたちに対する適切な行



動や相互作用の基準を理解し、これらを遵守することが求められます。また、虐待やハラスメントに関する疑いや懸念が発生した場合、迅速かつ適切に対処するためのプロトコルを策定します。

## 7. 危機発生時の報告と対応

本学は、子どもたちの安全や福祉に関する危機発生を疑念した時は、迅速かつ適切に相談窓口（事業責任者、チューター、カウンセラー、ハラスメント相談員:[soudan@andrew-edu.ac.jp](mailto:soudan@andrew-edu.ac.jp)）に報告し、危機管理計画プロトコルに則り、対処します。危機発生の際によっては、外部の適切な機関（警察、児童福祉機関等）への連絡を含むことがあります。また、危機発生に関与したすべての当事者に対して適切な支援やケアを提供し、再発防止に努めます。

### 7-2. 守秘義務

本学の相談窓口へ寄せられたすべての情報は、守秘義務の元で取り扱います。

## 8. 評価と改善

本学は、2年に1度セーフガーディングポリシーの有効性を評価し、必要に応じて改善します。評価には、子どもたちや本学構成員及び関係者からのフィードバックや相談窓口の運用実績を含めます。

## 9. ポリシーの普及と周知

本学は、このセーフガーディングポリシーを事業活動に関わるすべての人（子どもを含む）に周知し、遵守するよう努めます。ポリシーは、プログラムのウェブサイトや情報資料、ミーティングや研修などの機会に公開され、定期的に更新します。

### 注釈

- 1) 子ども：18歳未満の人
- 2) 事業活動：本学が提供する部活動やサークル、社会貢献・ボランティア活動等の正課外活動
- 3) 危害：身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、性的搾取、ネグレクト、商業的搾取、その他の人権侵害行為

このポリシーは、2023年5月17日の本学執行部会議で承認されました。



## 行動規範

事業活動に関係する本学の構成員及び関係者は、以下のことを約束します。

- 子どもたちの権利を尊重し、彼ら・彼女らの心身の健全な発育発達を促進するために、一人ひとりの特性に配慮します。
- 子どもたちの権利とエンゲージメントを尊重し、適切なコミュニケーションをとることによって、彼ら・彼女らが自由に意見を表明し、事業活動の決定に影響を与える機会を提供します。
- 組織や地域社会との密接な連携を図り、子どもたちの安全と福祉を保護するための取り組みを共有します。
- 子どもの権利や保護、人間教育に関する適切なトレーニングと教育を受け、学び続けます。
- 子どもたちへの危害行為が発生しない環境を確保します。
- 危機発生もしくは発生疑念時、迅速かつ適切に報告し、手順に沿って対処します。
- 子どもたちが安心して事業活動に参加できるような環境を提供します。



## 危機管理計画プロトコル

